

「インフルエンザによる出席停止」について（お知らせとお願い）

インフルエンザにかかったときは、学校保健安全法の規定により、本人の早期回復と他児童への感染を防ぐために出席を停止する処置をとることになっています。登校する際に下記の「体温記録表」および「治癒報告書」に記入し、登校時に学校へ提出してください。（裏面を参考になさってください。）

感 染 症 名	出席停止期間 (学校保健安全法施行規則第 18 条)
インフルエンザ (鳥インフルエンザ・新型 インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで ただし、病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。
	<p>※「発症した日」とは、医療機関で診断された日ではなく“インフルエンザ様症状（発熱等）が始まった日”です。</p> <p>※受診される際、発症日や登校再開日等について確認し、医師の指示に従って、保護者の方が「治癒報告書」を記入してください。</p> <p>※経過には個人差があり、体調によっては重症化したり合併症を引き起こしたりする場合があります。療養期間中は医師の指示に沿って療養し、必要な場合は医療機関にて受診してください。</p>

体 温 記 録 表									
	発症日 0 日目	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
午前	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
午後	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

治 癒 報 告 書	
	年 組 氏名
診 断 名	
発 症 日	令和 年 月 日
診断された日	令和 年 月 日
平熱に下がった日	令和 年 月 日
登校可能日	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した（平熱に下がった）後 2 日を経過し、体調が回復しましたので 登校させます。 令和 年 月 日 保護者氏名 印	

(参考) インフルエンザ出席停止期間について

※ 発症日は「0日目」とカウントし、
発症日を含めて最低でも6日間は出席停止となります。

インフルエンザの出席停止期間 早見表

<最低基準> 発症した後 5日を経過	発症日 発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後		
	6日目	7日目	8日目						
発症後1日目に 解熱した場合	発熱 	解熱 	解熱後 1日目 	解熱後 2日目 	発症後 4日目 	発症後 5日目 	登校 可能 	登校 可能 	登校 可能 
出席停止	→								
発症後2日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目 	解熱後 2日目 	発症後 5日目 	登校 可能 	登校 可能 	登校 可能 
出席停止	→								
発症後3日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目 	解熱後 2日目 	登校 可能 	登校 可能 	登校 可能 
出席停止	→								
発症後4日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目 	解熱後 2日目 	登校 可能 	登校 可能 
出席停止	→								
発症後5日目に 解熱した場合	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1日目 	解熱後 2日目 	登校 可能 
出席停止	→								